

2030年10月1日以降、外国株券等に係る配当金等は 支払開始日より5年を経過した時点で受け取れなくなります

- 国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等※の配当金等（償還金等を含むすべての金銭）の支払手続において、決済会社が配当金等の支払開始日として指定した日から5年を経過してもなおお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。

※「外国株券等」とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント、外国株預託証券及び外国株式等を指します。

- 効力発生日：2030年10月1日

- 決済会社である株式会社証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度（以下、「外株制度」といいます。）において、外株制度固有の取扱いの解消及び証券会社等の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等（実質株主が受領していない配当金等をいいます。）に除斥期間を設定する旨の改正が行われたことによるものです。